

市役所新庁舎整備検討に関する有識者会議（概要）

1 目的

明石市役所新庁舎の整備に当たり、専門的な観点から有識者の助言を求め
るため、標記有識者会議を設置する。

2 内容

新庁舎の実施設計策定に向けた検討事項のうち、今年度実施する市民ワー
クショップ及びアンケート調査で得られた意見について、専門的な観点から
検討・協議し、取りまとめを行う。

3 委員

氏名	所属等	選任区分
新川 達郎	同志社大学 名誉教授	要綱第3条第2項 第1号（公共政策）
大塚 毅彦	明石工業高等専門学校 建築学科 教授	// 第2号（都市計画）
本保 弘子	神戸女子短期大学 総合生活学科 准教授	// 第3号（建築計画）
八幡 充治	武庫川女子大学・短期大学部 施設部 部長 （元太子町経済建設部長）	// 第4号（その他）

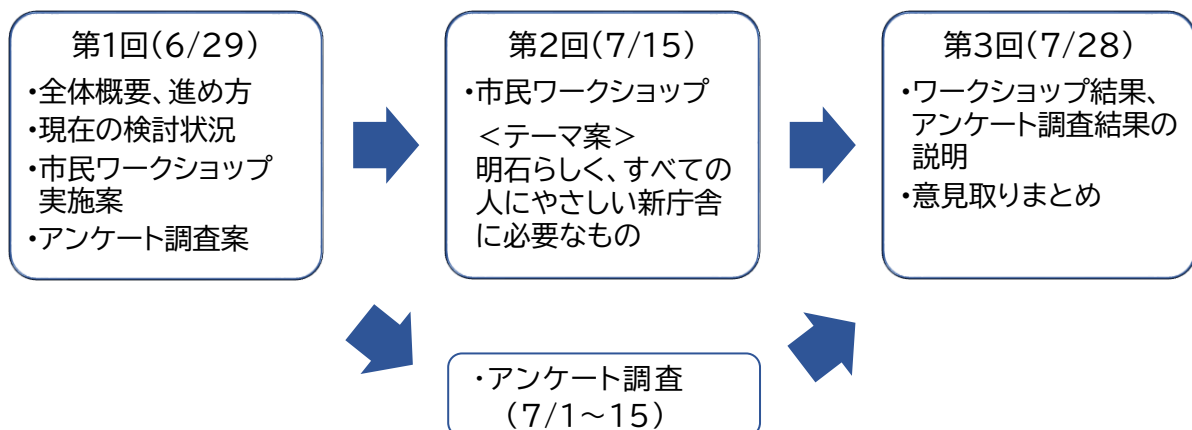
4 任期

第1回開催日から令和5年7月31日まで

5 回数

3回 ※うち1回（第2回）は、市民ワークショップ

6 全体スケジュール



市役所新庁舎整備検討に関する有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 市民サービスの拠点となる市役所新庁舎の整備に当たり、専門的な観点から有識者の助言を求めるため、市役所新庁舎整備検討に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について、専門的な観点から助言するものとする。

- (1) 市役所新庁舎の実施設計策定に向けた検討事項のうち、市長が必要と認める事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市役所新庁舎の整備を検討するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 有識者会議は、委員5名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる分野の学識経験者等から市長が選任する。

- (1) 公共政策
- (2) 都市計画
- (3) 建築計画
- (4) その他市長が特に認める分野

(任期)

第4条 委員の任期は、令和5年7月31日までとする。

(会長の職務等)

第5条 有識者会議に会長及び副会長1名を置く。

2 会長は、市長が第3条第2項第1号に掲げる分野の学識経験者等の中から選任し、副会長は、会長が選任する。

3 会長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 有識者会議の会議は、公開とする。ただし、会長が特別の事由があると認めるときは、有識者会議に諮って、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、企画・調整室において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、会長が有識者会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年7月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

明石市役所新庁舎整備検討に関する有識者会議 委員名簿

氏名	所属等	選任区分
ニイカワ タツロウ 新川 達郎	同志社大学 名誉教授	要綱第3条第2項第1号 (公共政策)
オオツカ タケヒコ 大塚 毅彦	明石工業高等専門学校 建築学科 教授	要綱第3条第2項第2号 (都市計画)
ホンボ ヒロコ 本保 弘子	神戸女子短期大学 総合生活学科 准教授	要綱第3条第2項第3号 (建築計画)
ヤハタ ミツハル 八幡 充治	武庫川女子大学・短期大学部 施設部 部長 (元太子町経済建設部長)	要綱第3条第2項第4号 (その他)

(区分順、敬称略)